

長野県認知症介護研修事業業務委託受託者評価要領

1 目的

この要領は、令和8年度長野県認知症介護研修事業業務公募型プロポーザル方式実施公告に基づいて応募があった提案を評価し、同業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議

(1)開催

上記1の受託候補者を選定するために企画提案評価会議を開催する。

(2)構成

ア 企画提案評価会議は、別表1の構成員をもって構成する。

イ 企画提案評価会議の座長は、介護支援課長とする。また、座長代理は介護支課課長補佐とする。

ウ 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

エ 企画提案評価会議は、座長が招集する。

オ 企画提案評価会議は、構成員の過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない構成員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。

カ この要領に定めるもののほか、企画提案評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 選定の方法

企画提案評価会議は、提出された提案を評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を受託候補者として選定するものとする。

4 審査対象

提出書類（提案書）及びプレゼンテーションを審査する。

5 審査方法

(1)別表2の評価基準の審査項目ごとに評価し、出席構成員の評価点数の総点数の最上位者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、座長が指名する者を受託候補者とする。

(2)基準点は、出席構成員数に60を乗じた値とし、これに満たないものは選定しないこととする。

6 評価点数算出方法

(1)評価基準は、A～Eの5段階評価とする。

A 非常に優れている

B 優れている

C 標準

D やや劣る

E 劣る

(2)評価点は、各審査項目に対する配点に係数1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じて算出する。

別表 1

企画提案評価会議構成員名簿

職 名	備考
介護支援課長	座長
介護支援課企画幹兼課長補佐	座長代理
介護支援課介護人材係長	
疾病・感染症対策課職員	
健康増進課職員	

別表 2

評価基準

審査項目		審査内容	配点
1 実施体制	研修の実績	研修などの業務実績	25 点 満点
	職員体制	業務遂行に十分な職員体制	
	認知症ケア	認知症ケアに関する知識や経験	
2 業務内容	基本方針	研修の実施方針	30 点 満点
	計画性	事業計画スケジュール	
	研修カリキュラム	研修内容の創意工夫	
3 事業運営	会場の確保	受講者数に応じた会場確保状況	25 点 満点
	情報発信	研修の開催案内等の周知方法	
	独自性	円滑に事業を実施するための独自提案	
4 業務に要する経費及びその内訳	収支計画	事業運営に係る収支計画等	10 点 満点
5 その他	苦情処理	相談・苦情に対する責任体制	10 点 満点
	個人情報保護	個人情報保護の方針	
合 計			100 点 満点